

平成22年第5回玉城町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 平成22年6月10日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年6月18日

4. 応召議員

1番 小林 一則 君	2番 中野 勇 君
3番 山本 静一 君	4番 北川 雅紀 君
5番 鈴木 加奈子 君	6番 小林 豊 君
7番 前川 隆夫 君	8番 風口 尚 君
9番 川西 元行 君	10番 中瀬 信之 君
11番 山口 和宏 君	12番 奥川 直人 君
13番 高木 市郎 君	14番 東谷 富雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻村 修一 君	副町長 坪井 信義 君
教育長 山口 典郎 君	会計管理者 前田 浩三 君
総務課長 中郷 徹 君	税務住民課長 小林 一雄 君
生活福祉課長 林 裕紀 君	建設課長 森島 千里 君
上下水道課長 松田 幸一 君	病院老健事務局長 田畑 良和 君
教育事務局長 辻 誠 君	総務担当課長補佐 田村 優 君
産業振興課長 田間 宏紀 君	政策財政担当課長補佐 中村 元紀 君
教育委員長 加藤 禎一 君	監査委員 中西 正光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大南 友敬 君	同書記 宮本 尚美 君
同書記 内山 治久 君	

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第40号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

第 3. 議案第41号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

第 4. 議案第42号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 5. 議案第 4 3 号 教育委員会教育長の給料及び勤務時間等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 6. 議案第 4 4 号 町税条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 7. 議案第 4 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 8. 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 9. 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)

(午前 9 時 0 3 分 開会)

- 議長 (小林一則君) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。
よって、平成 2 2 年第 5 回玉城町定例会第 4 日目の会議を開会致します。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。
- 議長 (小林一則君) 日程第 1. 会議録署名議員の指名を行いません。本日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において
8 番 風口 尚君 5 番 川西元行君
の 2 名を指名致します。
- 議長 (小林一則君) 次に、日程第 2. 議案第 4 0 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより討論・採決を行いません。
先ず、反対討論の発言を許します。
(「議事進行の」声あり)
これにて討論を終結致します。
これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長 (小林一則君) 次に、日程第 3. 議案第 4 1 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。
先ず、反対討論の発言を許します。
(「議事進行の」声あり)
これにて討論を終結致します。
これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第4．議案第42号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に日程第5．議案第43号 教育委員会教育長の給料及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第6．議案第44号 町税条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（討論省略）の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第7．議案第45号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（討論省略）の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林一則君）次に 日程第8. 議案第46号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし日程第9. 議案第47号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案については、それぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 高木市郎君

○予算決算常任委員長（高木市郎君）只今議長より予算決算常任委員会の審査の報告を求められましたのでご報告致します。予算決算常任委員会に付託されました議案第46号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし議案第47号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての委員会審査を、去る6月16日午前9時より第4会議室において町長・副町長及び教育長・各課長並びに特命監・関係課長補佐の出席と議長同席の元に議員全員出席の上審査を実施致しました。委員会審査は13名の委員より慎重審査を行いました。その審査内容については省略させていただき、後日委員会会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは審査結果の報告を致します。はじめに議案第46号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第1号）につきまして質疑を終了し反対討論の後、採決の結果挙手多数で原案の通り可決されました。

次に、議案第47号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、質疑を終了し討論はなく、採決の結果挙手全員で原案の通り可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果の報告といたします。

○議長（小林一則君）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。おはかりいたします。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。これより各議案ごとに討論採決を行います。

先ず、議案第46号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）議案第46号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論をいたします。

町長2期目にあたりまして、3月の時点では骨格予算でありましたところ、肉付けするという中で提案をしていただいたものでございます。町長は1期目に引き続いて安心して暮らせる町づくりであるとか、子育てを応援する。子育てしやすい町づくり、これは引き続いて取り組むということでもございました。さて、この予算の中で提案されております中ですね、特に、福祉バスのICT活用によって携帯電話等から福祉バスの中でもオンデマンドバスのことですが、ICTの活用によって携帯電話等から予約または、緊急時の活用ができるということで、こういった導入をするための準備がされるということでもございます。ここの部分に着目できたという素早さについて担当なさった方はすばらしいというふうに思っております。ただ心配するところがございます。緊急通報装置が利用料が高くて返上したという玉城町の現状がございます。当面は無料でございますけれども、今後の活用につきましては、多分有料になってくるとは思いますが、こういった点を十分に配慮をしていただきたいということを思っております。

就学援助につきましても、年度途中で申し出がありましてそれを受け付け、即対応するという。このことも大変いいことであると思っております。けれども、問題点もございます。それは、今年も国保会計に対しまして、22年度ですね。国保会計に対して、貸付金を行うという。そういうやり方を引き続いて行うという。これが提案されております。国保会計というのは大変脆弱な会計でございます。加入者は少ない年金でありましたり、ほとんど年金で暮らしていけるような額が支給されていないような人も含んでいるわけで。また、小さい企業でございます。商店の方でありましたり、農家の方々が入っておられます。また、勤めておりましたところが倒産をしたとか、或いは、派遣切りにあって仕事を探しているといった方が入る国保でございますので、大変脆弱なところでございます。

国は国の責任として、以前のように50%の補助に、今は25%ですが、50%補助に戻すことが一番求められているところですが、それまでの間は、やはり県も補助をするべきです。三重県の補助は、法定外繰入を止めになってからしばらく経っておりますが、そんな状況のなかにおきまして玉城町の国保の引き上げというのは、大変大きなものがあります。29%近く引き上げになったといったときもありました。それ以後ですね、国保会計に向けての貸付金ということで国保料の値上げを少しでも抑えるというかたちが採られておりますが、今年度の当初予算の国保でも1千万円の借入金の返済というのが、計上されております。そして、今度改めて、この補正の中におきまして、2千万円の貸付です。ですからプラマイで1千万円ということですが、こんな脆弱な国保会計にいつまでもお金を貸すというようなやり方ではなくって、他の市町村のようにはっきりと法定外繰入という姿で行うべきだとこのように思います。また、今回の予算の中には、肺炎球菌の高齢者の予防ワクチンですが、予算が組まれております。ひとり1件当たり2千円ということでもございますけれども、他の自治体が予算を計上しようとしておられますが、それを伺いますと、4千円という例もございます。過去にですね、新型インフルエンザの予防予算につきまして、大変額が少ない、他の自治体と比べまして、桁違い、段違いの問題がございました。そういったことのないようにしていただきたいと思っております。

また、子宮頸癌に対する予防接種、これも、その自治体では全額助成ということで予算

化がもう既にされているところでもあります。この度の議会におきましては、私を含めて3人の方がこの子宮頸癌に対するワクチン補助についての指摘がございました。是非とも、早急に予算化をされることを望んでおります。

また、子育てを応援すると言いながら、玉城町の子どもの医療費の無料制度、これが非常に低い。15の町が三重県内にはございますが、入院におきまして、15の中で14位、下から2番目の低さです。また、通院につきましては、15の町の中で13位といった下から数えて3番目という。このような低さです。所得制限を無くしているからといわれましたけれども、15の町の中で所得制限をつけてないのは7町ございますので、玉城町だけが所得制限を付けていないという施作をやっているわけではない。そういうことを考えてみますと大変問題があるなという。また、入院費の食事療養費の助成。これも玉城町はしておりませんが、これも無料にしているところも5町ございますので、そういった努力が他の町では行われております。

玉城町が財政が厳しくなったといいながら、できないはずはないと思います。

やはり、減税の問題もございますけれども。この予算の使い方。ここにも問題があろうかと思っております。税金の問題といえば、消費税の10%増税ということを言っておりますし、大変な負担が住民に対して起こってくると思います。そんなおりに、やはり1番の町民を守る、その砦というのが町の行政であると思っておりますので、できる限りの努力をしていただきたいと。こういうことを願ひまして反対討論とさせていただきます。

宜しく申し上げます。

○議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）議案第46号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第1号）についての賛成討論をいたします。今回の補正につきましては3億6千540万円の追加であり、歳入歳出トータルで48億1千540万円であり、補正額の3億6千540万円のうち、今回は国・県の支出、これが1億9千84万8千円。補正額の52%を国・県の補助というかたちでそれを使ったものであります。地方債他、一般財源で使われますのは、1億7千455万2千円。全体の48%であります。この中身は玉城町としてやむ負えず独自の課題を解決するために計上されおる項目。例えば、過誤納付金、国保自律支援金、中角登記上の調査比、転作町単補助費、並びに道路改修工事・改良工事、河川維持改修工事など、また、他に下外城田小学校の防音工事、他、体育施設整備費が含まれており、これらについては玉城町独自の課題解決をすべきテーマであるということで賛成をしたいと思います。しかし、その他の個々の公用車の問題とか、大きなテーマであります健康しあわせ委員、国保の将来に向けての一步前進するテーマであります。または、高齢者、足の無い方へのICTおよびデマンドバス等、それまでに検討されてるわけでありまして、ここでお願いをしたいのはそれぞれに執行する際には・・・周知を集め、効率的な執行とさせていただきますことを願ひしまして賛成討論といたします。

○議長（小林一則君）次に反対討論の発言を許します。よろしいですか。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

- 議長(小林一則君) 次に、議案第47号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

- 議長(小林一則君) これより追加議案の審査を行います。

議案第48号は人事案件につき、総務課長 中郷徹君については退席を願います。

(総務課長 中郷 徹君 退場)

- 議長(小林一則君) それでは、日程第10. 議案第48号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。辻村町長。
- 町長(辻村修一君) 議案第48号 副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本町、副町長として、助役の時代から1期4年をお勤めをいただきました坪井信義氏が本年6月30日を以って任期満了することになり、その後任の選任にあたりまして、このたび玉城町山神419番地 中郷徹氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。中郷氏の主な略歴につきましては昭和47年4月に奉職以来38年に渡り町職員として総務課長始め上下水道、産業建設、教育総務、税務、商工振興、環境保健各課長及び病院老健施設事務長を歴任し、補佐役として、また玉城町の発展のために果たすべく副町長の役割として適格者と考えここに選任同意をお願いするものであります。

ご審議のうえ、議員みな様方のご賛同賜りますようお願い申し上げます。なお、同意いただきましたのちには、7月1日から就任をいたさせたいと考えとる次第でございます。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

- 議長(小林一則君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

本案につきましては質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

只今の採決結果の訂正を申し上げます。全員と申上げましたが、賛成多数で同意することに決しました。訂正をさせていただきます。

○議長(小林一則君) 暫時休憩いたします。

(総務課長 中郷 徹君 入場)

○議長(小林一則君) 再開いたします。

只今、副町長に選任されました中郷徹さんより挨拶がございます。中郷さん挨拶をどうぞ。

○中郷徹 只今ご賛同をいただきまして誠にありがとうございました。このうへは辻村町長を助け、暮らしやすいまちづくり、安心して暮らせるまちづくりに精神誠意努めさせていただきますと思います。どうか宜しく願いいたします。

○議長(小林一則君) 再開いたします。

議案第49号につきましても人事案件でございますので教育委員長 加藤禎一さんにはご退席願います。

(教育委員長 加藤禎一君 退場)

○議長(小林一則君) それでは日程第11 議案第49号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一君) 議案第49号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。教育委員会委員の加藤禎一議員は本年6月22日を以って任期満了となりますが、加藤委員の人格、執権ともに教育委員として適任であると考えますので、引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の意識及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いをするものであります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長(小林一則君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましても質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。
暫時休憩いたします。

○議長（小林一則君） 暫時休憩いたします。

(教育委員長 加藤禎一君 入場)

○議長（小林一則君） 再開いたします。

○議長（小林一則君） 只今、教育委員会委員に選任されました加藤禎一さんより挨拶がございます。加藤禎一さんご挨拶をお願いします。

○教育委員（加藤禎一さん） 只今は同意いただきましてどうもありがとうございました。精神誠意精一杯努めさせていただきます。どうか宜しくお願いいたします。

○議長（小林一則君） 再開いたします。次に日程第12 発議第2号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。議会運営委員長から委員会において審査する事件に付き会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

「ご異議なし」と認めます。

よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

これを以って、今期定例会に附議されました案件の審査は全て終了いたしました。

よって、平成22年第5回玉城町定例会を閉会いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて平成21年第3回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会に当たり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君） 閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会に上程を賜りました全議案につきまして、ご承認を賜りましたことに厚くお礼申し上げる次第でございます。また、会期中に賜りました貴重なご意見、ご提言に対しましては、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと思っておる次第でございます。いよいよ、7月11日参議院選挙が執行されるということになってございますけ

れども、国政のありましては、地方の厳しい状況を十分ご承知をいただき、今後の地方の発展のための的確な施策を望むところでございます。議員のみな様方におかれましては、いよいよ暑き時期を迎えますが、ご自愛を賜り、そして更なる玉城町の発展のためにご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林一則君）一言お礼を申し上げたいと思います。去る6月10日より第5回玉城町定例会をお世話になりました。大変、長時間に亘りまして熱心なご協議、ご検討を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

（午前11時25分 閉会）